

富士宮市指定特定相談支援事業者指定要件

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準を満たすこと。
- 2 自立支援協議会に参加していること。
 - ・指定後、相談支援部会に参加すること。(月1回)
 - ・指定後、新規計画の担当を決める調整会議に参加すること。(毎週実施予定)
- 3 研修に参加すること。
 - ・自立支援協議会主催の研修会に参加すること。
- 4 公正中立であること。
 - ・自社(自グループ)や特定のグループへの利益誘導をしないこと。
 - ・自社以外の事業所を利用する場合も計画をたてること。
 - ・自事業所のサービスを利用しないことを理由に計画の契約解除をしないこと。
 - ・適切に利用者のマネジメントをすること。(利用者に適したサービス、事業所の紹介、適した量の案内など。)
 - ・アウトリーチを必ず行うこと。
- 5 基幹相談支援センターと連携を図ること。
 - ・困難事例等への対応について、必要に応じて基幹相談支援センターと連携を図り、質の向上に努めること。
- 6 下記関係法令を遵守していること。
 - ・障害者基本法
 - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 - ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
 - ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
 - ・個人情報保護法
 - ・消防法
 - ・労働基準法等

※関係法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

- 7 下記基本方針を遵守し、市の福祉行政に協力すること。
- ・指定計画相談支援事業は、利用者及び障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならない。
 - ・指定計画相談支援事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
 - ・指定計画相談支援事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
 - ・指定計画相談支援事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。
 - ・指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）、指定介護予防支援事業者（介護保険法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。
 - ・指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。